

関係例規 抜粋

鏡川清流保全条例（平成元年条例第 37 号）

（鏡川清流保全審議会）

第 26 条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、鏡川の清流保全に関する重要事項を調査審議するため、鏡川清流保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、鏡川の清流保全に関する重要事項について市長に意見を述べるができる。
- 3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 4 審議会は、専門的事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者及び市民
 - (2) 関係行政機関の職員
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 8 審議会の組織・運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

鏡川清流保全審議会運営規約

（会長）

第 2 条 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故のあるとき、又は、会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。